

公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の規定に基づく「運行系統に関する運行回数の指定」を下記のとおり公示する。

平成14年 1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

記

運行系統ごとの運行時刻を記載し、事後届出となる運行回数は1日15回とする。

附則

1. この公示は、平成14年2月1日から適用する。
2. 昭和63年3月16日付中運局公示第17号は、平成14年1月31日をもって廃止する。